

会 議 録

会議の名称	平成24年度第3回選挙管理委員会
開催日時	平成24年5月1日（火）午前10時13分から午前11時7分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 選挙管理委員会事務局室
出席者	中山寛子委員長・田崎敏男職務代理・長谷川征二委員・中城達雄委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也係長
議 題	議案第2号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第3号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第4号 平成23年度定期監査の結果について 報告事項 東京都条例制定請求署名簿の縦覧終了について そ の 他
会議資料の 名 称	平成24年5月1日付在外選挙人名簿に登録する者、平成24年5月1日付在外選挙人名簿から抹消される者、平成23年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について(通知)(案)、平成23年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について(通知)(案)2件、西東京市選挙管理委員会告示(案)
記 録 方 法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会 議 内 容

委員長

本日は、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。  
定刻となったので、ただいまから平成24年度第3回選挙管理委員会を開催いたします。  
本日の議案は3件、連絡事項1件とその他でございます。  
始めに、議案第2号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第3号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この2件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。

事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。  
資料の1ページをお開きください。  
議案第2号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』をご説明いたします。  
2ページをお願いいたします。  
本案は、公職選挙法第30条の6（在外選挙人名簿の登録）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。  
内容といたしましては、西東京市選挙管理委員会委員長に対して登録の申請をした者のうち、昨日までに登録の資格を有することが確認された者で、男性1人が新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料をご覧いただければと思います。

続けて、資料3ページ、議案第3号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』をご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、男性が2人、女性が1人の計3人で、それぞれ登録抹消の要件に該当するに至った者でございます。詳細につきましては、後ほど資料をご覧ください。

以上で、議案第2号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第3号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見などございますか。

各委員

なし。

委員長

それでは、議案第2号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と議案第3号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に議案第4号『平成23年度定期監査の結果について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局

それでは、恐れ入ります。5ページをお願いいたします。

議案第4号『平成23年度定期監査の結果について』をご説明いたします。

6ページから10ページをご覧ください。

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき平成23年度に実施された定期監査について、同条第9項の規定により監査結果が通知されたため、同条第12項の規定により、監査委員に対し指摘事項について必要な措置を講じた旨の通知をする必要があるため、ご決定いただくものでございます。

指摘事項といたしましては、7ページにありますように、明るい選挙推進委員会の活動費補助金について、平成21年度に補助制度を廃止していたにもかかわらず、「西東京市明るい選挙推進委員会活動費補助金交付要綱」が存続しており、要綱を廃止すべきであるというものでございます。

この件につきましては、既に平成24年3月7日付23西選第373号により廃止しております。

この件のほか、不要備品として廃棄されているにもかかわらず、全庁備品管理システム上登録のあるものがあったこと、告示について文書管理システムによっていなかったこと、公印保管箱に公印以外の印鑑が保管されていたこと、告示に伴う文書起案について文書管理システムによっていなかったことが指摘されましたが、いずれも是正改善措置をとっております。また、今回の監査の結果をうけ、事務局職員に適正適切な事務執行を図るよう周知徹底したところです。詳細につきましては、後ほど資料をご覧ください。

以上で、議案第4号『平成23年度定期監査の結果について』の説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見などございますか。

委員

事務局内で例規整備や備品管理などの担当は、決まっていますか。細かいことだがこのように普段からしっかりと適切に対応していく必要があると思う。

事務局

23年度まで決まっていたが、24年度はこれから決める担当になります。最終的な事務的な責任者は事務局長です。監査指摘事項については適切な対応をすることを事務局内で周知しました。

委員長

その他は特にないようなので、議案第4号『平成23年度定期監査の結果について』は、この案のとおり決定します。

次に報告事項に移ります。

『東京都条例制定請求者署名簿の縦覧終了について』事務局から説明を求めます。

事務局

それでは『東京都条例制定請求者署名簿の縦覧終了について』、ご報告いたします。恐れ入ります。11ページをお願いいたします。

前回の委員会でご連絡いたしました、東京都条例制定請求者署名簿を、地方自治法第74条の2第2項の規定により、平成24年4月24日から同月30日までの7日間縦覧に供しました。その間に同条第4項の規定による異議の申出はありませんでしたので、前回ご決定いただいた東京都条例制定請求者署名簿審査録が確定したものでございます。

本日その旨の告示をいたします。また、署名簿については、請求者に返付することとなっております。

縦覧者は5人でした。苦情として田無庁舎でも縦覧できるようにしてほしいとの話がありました。縦覧は原本で行うので2か所で行うことはできないと考えています。

12ページに地方自治法第74条の2第6項の規定に基づく縦覧終了の告示案を添付してございますので、ご参照いただければと存じます。

以上で、『東京都条例制定請求者署名簿の縦覧終了について』の報告とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見などございますか。

委員

なし。

委員長

特にないようですので、報告事項『東京都条例制定請求者署名簿の縦覧終了について』は、終わります。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

- 次回の6月委員会は、定時登録月なので6月2日（土）の開催になる。時間は10時15分からです。
- 5月10日木曜日は、自治会館で2時から全選連東京都支部定期総会です。委員長の出

席をお願いします。事務局が午後1時過ぎに迎えに行きます。

- 5月16日水曜日は、自治会館で2時から都市選連定期総会です。委員長、各委員の出席をお願いします。田無庁舎で1時10分の待ち合わせをお願いします。
- 5月31日金曜日は、文京シビックで10時30分から全選連定期総会です。事務局が先に現地行き、席を確保したいと思いますので、待ち合わせは現地をお願いします。
- 6月1日金曜日は、銀座ブロッサムで9時30分から全選連選挙事務研究会です。この日も事務局が先に行き、席の確保を行いますので、現地の集合をお願いします。
- 投票区の見直しについて

投票区の見直しについては、以前お示しした事務局案につきまして、前回の委員会でもお話したひばりが丘4丁目、緑町2丁目の投票所をみどり保育園からみどり児童センターに変更を考えております。これは投票所に駐車場がなく、道路から近接して危険ためです。

また、芝久保公民館ですが、芝久保公民館については2階の会議室を使うことになり、高齢者はエレベーターを使用する可能性が高いです。しかしながら停電などで使用できないリスクがあります。現地を確認したところ階段も1段あたりの高さがあります。そこで従前から使用していた西原児童館ではどうかと考えています。ただ、西原児童館は地域の中心という考えでは外れます。どちらにしても安全性のリスクと区域の中心でないというデメリットがあります。

また、投票所を西原児童館にするとすぐ近くに田無3中の投票所がありますので、そちらを西原総合教育施設に変更したいと考えています。

このあたりにつきまして委員の皆様のご意見を聞かせていただけたらと思います。

○ 委員

2階を使うのは好ましくないと考えます。芝久保公民館の1階は使えないですか。

○ 事務局

公民館の1階は事務所であり会議室は2階です。1階は図書館の入り口にもなっていてトイレに行くときは投票所を横切るの好ましくありません。また、2階から投票の記載が見えてしまう危険もあります。近くにある西原保育園は近隣住民の理解を得るのは難しいです。西原保育園の工事では工事車両が止められたり、裁判が起こされたりしました。

○ 委員

芝久保公民館の車の導線は、一方通行などで良くない部分があると思う。西原児童館は高齢者が多く住む都営住宅に近く、西原児童館の方が便利かと思います。また、車の導線は西原児童館の方がいいと思います。

○ 委員

田無3中より西原教育施設の方が使い勝手はいいと考えます。

○ 事務局

その他について委員の皆様のご意見はいかがでしょう。

委員

最終的な決定はいつになりますか。

事務局

これから議会の会派に説明し、パブリックコメントをするので、9月委員会で決めたい

と思います。その他のご意見はありますか。

委員

中町保育園で富士町3丁目とかは遠くならないですか。

事務局

投票所の選挙人のバランスなどから中町保育園にしました。車の導線などは富士町市民集会所より中町保育園の方がいいかと思います。また、はなバス路線にも近くなるかと思えます。

事務局

今日の変更を反映した案で会派説明、パブリックコメントを行いたいと考えますがいいでしょうか。

各委員

いずれにしる投票所が減るから苦情があるかと思う。今日の変更を踏まえて了解しました。

委員長

事務局からの連絡等は終わりました。 他になければ、本日の第3回選挙管理委員会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前11時06分 終了

以上